



国民年金保険料追納申込書

日本年金機構理事長 あて

令和 年 月 日

以下のとおり、追納を申し込みます。

三

住所：_____

氏名：_____

日本年金機構

基礎年金番号（１０桁）で申し込みする場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

[illegible]

追納を申し込む期間等について記入してください。

B. 申込内容	⑤ 追納申込期間 1 (自～至)	7. 平成 9. 令和	年	月	～	7. 平成 9. 令和	年	月	⑥ 分割区分	0. 全部一括 1. 1カ月分毎 2. 2カ月分毎	3. 3カ月分毎 4. 4カ月分毎 6. 6カ月分毎	⑦ 職員 記載欄
	⑧ 追納申込期間 2 (自～至)	7. 平成 9. 令和	年	月	～	7. 平成 9. 令和	年	月	⑨ 分割区分	0. 全部一括 1. 1カ月分毎 2. 2カ月分毎	3. 3カ月分毎 4. 4カ月分毎 6. 6カ月分毎	⑩ 職員 記載欄
	⑪ 追納申込期間 3 (自～至)	7. 平成 9. 令和	年	月	～	7. 平成 9. 令和	年	月	⑫ 分割区分	0. 全部一括 1. 1カ月分毎 2. 2カ月分毎	3. 3カ月分毎 4. 4カ月分毎 6. 6カ月分毎	⑬ 職員 記載欄
	⑭ 追納申込期間 4 (自～至)	7. 平成 9. 令和	年	月	～	7. 平成 9. 令和	年	月	⑮ 分割区分	0. 全部一括 1. 1カ月分毎 2. 2カ月分毎	3. 3カ月分毎 4. 4カ月分毎 6. 6カ月分毎	⑯ 職員 記載欄
	◆「⑰変更前氏名」欄「⑱氏名変更年月日」欄「㉑変更前住所」欄「㉒住所変更年月日」欄は、氏名や住所を変更した場合のみ記入してください。											
⑰ 変更前氏名							⑱ 氏名変更 年月日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	
⑲ 変更前住所							㉑ 住所変更 年月日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	
㉒ 備考												

【留意事項】

- 追納は10年以内（※）となっています。10年経過間近である期間にかかる追納を希望する場合は、追納申込書を追納期限の直前に提出すると、期限までに追納できなくなる場合がありますので、お早めにご提出ください。
※ 例えば、免除等承認月が平成28年10月の場合、令和8年10月31日まで追納できます。
- 追納が承認された場合は、通知書と追納用納付書が送付されます。
- 追納は、追納が可能な一番古い保険料の月分から順番に追納用納付書で納めることになります。
※ 新しい月分を納められたときは、保険料を充当または還付することになります。
- 納付書に記載がある期限までに必ず納めてください。
※ 期限を超えたときは、納められた保険料を充当または還付することになります。

【個人番号（マイナンバー）により申し込みする際の添付書類について】

本人が窓口で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

- ①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
- ②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2
- ※1 郵送で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

様式コード			
4	6	2	4

記載例

国民年金保険料追納申込書

日本年金機構理事長 あて 令和 7 年 12 月 25 日

以下のとおり、追納を申し込みます。

〒 111-1111
住所： 東京都〇〇区〇〇9-9-99

氏名： 年金 太郎

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で申し込みする場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	② 生年月日	⑤ 昭和 5 0 0 5 0 1 7. 平成 年 月 日
	③ 氏名 (フリガナ) 年金 太郎		④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他 090 - 0000 - 0000

追納を申し込む期間等について記入してください。

B. 申込内容	⑤ 追納申込期間 1 (自～至)	⑦ 平成 2 8 1 0 月 日 9. 令和 年 月 日	⑦ 平成 2 9 0 3 月 日 9. 令和 年 月 日	⑥ 分割区分	① 全部一括 3. 3カ月分毎 1. 1カ月分毎 4. 4カ月分毎 2. 2カ月分毎 6. 6カ月分毎	⑦ 職員 記載欄
	⑧ 追納申込期間 2 (自～至)	⑦ 平成 2 9 0 4 月 日 9. 令和 年 月 日	⑦ 平成 3 0 0 3 月 日 9. 令和 年 月 日	⑨ 分割区分	0. 全部一括 3. 3カ月分毎 1. 1カ月分毎 4. 4カ月分毎 2. 2カ月分毎 6. 6カ月分毎	⑩ 職員 記載欄
	⑪ 追納申込期間 3 (自～至)	⑦ 平成 3 0 0 4 月 日 9. 令和 年 月 日	⑦ 平成 0 2 0 3 月 日 9. 令和 年 月 日	⑫ 分割区分	0. 全部一括 3. 3カ月分毎 1. 1カ月分毎 4. 4カ月分毎 2. 2カ月分毎 6. 6カ月分毎	⑬ 職員 記載欄
	⑭ 追納申込期間 4 (自～至)	7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日	7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日	⑮ 分割区分	0. 全部一括 3. 3カ月分毎 1. 1カ月分毎 4. 4カ月分毎 2. 2カ月分毎 6. 6カ月分毎	⑯ 職員 記載欄
◆「⑪変更前氏名」欄「⑩氏名変更年月日」欄「⑨変更前住所」欄「⑧住所変更年月日」欄は、氏名や住所を変更した場合のみ記入してください。						
⑪ 変更前氏名	⑩ 氏名変更 年月日			7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日		
⑨ 変更前住所	⑧ 住所変更 年月日			7. 平成 年 月 日 9. 令和 年 月 日		
⑦ 備考						

【留意事項】

- 追納は10年以内（※）となっています。10年経過間近である期間にかかる追納を希望する場合は、追納申込書を追納期限の直前に提出すると、期限までに追納できなくなる場合がありますので、お早めにご提出ください。
※ 例えば、免除等承認月が平成28年10月の場合、令和8年10月31日まで追納できます。
- 追納が承認された場合は、通知書と追納用納付書が送付されます。
- 追納は、追納が可能な一番古い保険料の月分から順番に追納用納付書で納めることになります。
※ 新しい月分を納められたときは、保険料を充当または還付することになります。
- 納付書に記載がある期限までに必ず納めてください。
※ 期限を超えたときは、納められた保険料を充当または還付することになります。

【個人番号（マイナンバー）により申し込みする際の添付書類について】

本人が窓口で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。